第４号様式（第19条関係）

青字：解説している部分（記入不要）

赤字：あなたが記入する部分

**防火管理に係る訓練の場合（統括管理以外）**

消防訓練実施計画書

　令和○○年○○月○○日

岩国地区消防組合消防長　様

届出者　岩国市○○町○丁目○番○号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　〇〇病院

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　理事長　　　○　○　○　○

防

「消防」

「防災」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話　　○○‐○○○○　　　）

　次のとおり、　　　訓練を実施する計画ですので報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火対象物 | 所在地 | 岩国市○○町○丁目○番○号 |
| 名称 | 　〇〇病院 | 用途 | 病院 |
| 防火・防災管理者氏名 | △　△　△　△ | 収容人員 | １３００人 |
| 日時 | 　令和〇〇年〇〇月〇〇日 | 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで |
| 訓練参加予定人員 | ３０人 | 訓練種別 | □消火　□通報　□避難✔✔✔ |
| 消防職員派遣の要否 | 　　否 |
| 訓練の概要及び参考 | 別紙１参照 |
| * 受　　付　　欄
 | * 経　　　　過　　　　欄
 |
|  |  |

備考

　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

防

「消防」

「防災」

　２　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

３ 　　　の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。

　４　□印のある欄については、該当の□印に✔を付けること。

　５　防災管理に係る訓練は、地震等火災以外の災害を想定した避難訓練を実施すること。

　６　※印の欄は、記入しないこと。

別紙１

　○○病院　防災管理に係る訓練概要**（例）**

１　岩国断層帯でマグニチュード７.６の地震が発生し、岩国市では震度７を観測したとの想定で訓練を開始する。なお、津波発生の恐れは無いものとする。

２　地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の防護を最優先した安全行動をとることとする。

　　（地震効果音を放送する。）

３　防災センター勤務員は、揺れがおさまった（効果音終了）後、早期に院内放送を行い、在院者の不安感を除く放送を開始するとともに、次の内容に留意する。

⑴　院内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。

⑵　負傷者情報を防災センターに提供するように呼びかける。

⑶　余震等による落下物からの身体防護を呼びかける。

４　病院幹部は院長室に参集し、地震災害対策本部の設置を判断する。

　※　震度６強以上で対策本部を設置する。

５　防災センター勤務員は、地震災害対策本部の設置が決定された旨を院内放送する。

６　地震災害対策本部の構成員は〇階〇〇室に参集、必要な資機材等を搬入し、地震災害対策本部を設置する。

７　地震災害対策本部設置後、本部長（病院長）は構成員に対し対策本部としての活動を指示する。

８　本部長から活動の開始を指示された構成員は、それぞれの班での活動を開始する。

　　地震対策本部の任務は、次のとおりとする。

　　なお、被害の状況及び応急対策は、防災管理に係る消防計画書に記載されている被害想定及び被害想定に基づく応急的対策事項とする。

　⑴　被害状況及び活動状況の把握

　⑵　自衛消防活動の支援

　⑶　応急対策の決定

　⑷　復旧計画の策定

　⑸　その他地震災害活動に関すること。

９　初期情報の収集

同時多発する地震災害では、初期情報の収集がその後の活動の基本となることから、次の活動を行うものとする。

⑴　情報は災害活動の拠点となる防災センターに一元化し収集する。

⑵　防災センター勤務員は、建物図面等の関係資料を速やかに準備する。

⑶　防災センター勤務員は、総合操作盤、院内テレビモニター、院内巡視員等から情報収集する。

⑷　エントランス受付、職員食堂等の場所からも広く状況を収集する。

10　二次災害の発生防止対応

二次災害の発生防止のために行う初期の対応は、次のとおりとする。

⑴　火気使用設備器具の直近にいる者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、安全上支障のない電源や燃料バルブを遮断する。

⑵　統括管理者は、在院者の安全確保のため、次の内容を放送するとともに、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等の点検・検査を実施し、異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

ア　エレベーターの使用禁止

イ　エスカレーターの使用禁止

ウ　落下物からの身体防護の指示

エ　屋外への飛び出しの禁止

11 避難指示の決定

地震による被害状況と本建物躯体の耐震構造の安全性を考慮し、避難の必要性を決定する。

　建物の主要構造部の破損、収容物の落下及び火災が発生するなど危険が切迫した場合で避難の必要があると判断した場合は、避難誘導班に在院者等の避難誘導にあたらせる。

12　訓練終了後、ＰＤＣＡ小委員会を開催し、被害の想定や必要な対応行動が十分かどうか、それに応じた体制が備えられているか等について検討する。